

カフェテリアプランについて

青森県教職員互助会では、
令和7年度から「カフェテリアプラン」
を実施します。



● 対象者

令和7年4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員が対象です。(休職者及び育児休業者も申請できます。)

※臨時講師等の任用期間に定めがある会員、採用1年目の会員も対象となります。

● 補助対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに「カフェテリアプラン」メニュー一覧表のメニューを実施し、支払った経費。(複数のメニューを選択(組み合わせ)可能です。)

「カフェテリアプラン」メニュー一覧表は、互助会ホームページに掲載しています。

● 補助金額

会員一人当たり 7,000円を限度に補助します。

※請求金額が7,000円未満の場合は、その金額を補助し、残額は次年度に繰越できません。

● 請求方法

「カフェテリアプラン請求書」に領収書等(写し可)を添付の上、互助会へ提出してください。

電子メールでも受け付けます。

● 請求書受付期間

【互助会必着】

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで。
不備を是正後、再提出する場合も、上記期間内とします。

● 請求回数

年度内1回に限ります。

※補助金額未済で請求した場合、2回目の追加請求はできません。

「カフェテリアプラン」チェックシート ～ 請求から給付までの流れ ～

